

国際協同組合年記念協同組合全国協議会

(略称：I Y C 記念全国協議会)

平成25年度事業計画

平成25年5月9日

1 取組方針

この協議会は、2012 国際協同組合年全国実行委員会が掲げた目的と全国で取り組まれた成果を承継し、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く国民に認知されるよう取り組むとともに、異種の協同組合が連携することにより新たな価値を生み出し、もって、協同組合運動を促進させ、地域社会の持続可能な発展に一層寄与するよう取り組む。

参考：2012 国際協同組合年全国実行委員会規約

(目的) 第二条

この会は、2012 年の国際協同組合年にあたり、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く国民に認知されるよう取り組みを行うとともに、協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的とする。

2 取組具体策

(1) 協同組合憲章に関する働きかけ

① 政府等による協同組合政策明示に向けた働きかけ

協同組合憲章の制定に至っておらず、政府の姿勢は引き続き固いことから、政府広報ホームページに示された協同組合政策に関する基本的な考え方・方針を、さらに発展させ、より具体的に明示させるべく、政府あるいは国会に働きかける。

② 協同組合憲章に掲げた諸政策の実現

協同組合憲章草案に掲げた諸政策の実現に順次取り組む。具体的には、(3) (5) (6) に掲げた諸課題に取り組む。

(2) 学習交流会

会員役職員や組合員の学習・交流に資するべく、会員が提案するテーマに関する学習交流会を開催する。

(3) 学習指導要領の改訂に向けた働きかけ

小中学校あるいは高等学校において協同組合に関する教育が行われるよう、政府に対し学習指導要領の改訂等を働きかけるとともに、自らの取り組みにつき検討する。

(4) 大学の講座への協力

大学において、協同組合に関する講義等が行われるよう、大学に働きかけるとともに、大学側の求めに応じ協力する。

(5) 協同組合法研究会

協同組合法研究会を設け、わが国の各協同組合法の内容・課題に関する情報交換や海外の協同組合および法制度に関する学習とこれらを踏まえた意見交換を行う。その結果を踏まえ、協同組合基本法に可能性について研究するか否かについて協議し、所要の実践を行う。

(6) 協同労働型の協同組合のための法制度整備に関する学習等

協同労働型の協同組合のための法制度の整備について、学習交流会を持つなど学習・議論を深め、所要の実践を行う。

(7) 国際協同組合デー記念中央集会

J J C と共催でみだし集会を開催する。

(8) ホームページの開設・運営

ホームページを開設し、本協議会の活動や、県域、全国段階、海外の協同組合連携等に関する情報を発信する。

(9) ニュースレターの発行

マスコミ・有識者を念頭に、複数の協同組合が共通して取り組んでいる地域・社会貢献活動に関するニュースレターを発行する。

3 活動体制

常任幹事を出す会員は、この活動計画に掲げた取り組みのうち、少なくとも一つについて、主たる担当として取り組む。

このため、常任幹事を出す会員は、実務を担うべく、自団体の職員のなかから事務局にあたる職員を定める。

以 上